

○岡山市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力の低下により日常生活に不安を感じている高齢者の適切な補聴器装用につなげ、コミュニケーション能力の維持及び向上を図ることで、フレイル予防や社会参加を促進するため、予算の範囲内において岡山市難聴高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者（第5条の規定により第3号に規定する市民税非課税世帯に属することの確認を受けた日（以下「確認日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（確認日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、確認日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、確認日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。

））であること。

(2) 65歳以上の者（申請年度内に満65歳となる者を含む。）であること。

(3) 市民税非課税世帯（当該世帯に属する者全員が、確認日の属する年度（確認のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税の均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該均等割を免除された者である世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯を含む。））に属すること。

(4) 原則として両耳の聴力レベルがいずれも40デシベル以上であり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項に基づく指定医又は一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から補聴器相談医として委嘱された医師（以下「15条指定医等」という。）により、補聴器の必要性が認められ

る旨の意見書が得られること。

(5) 法第4条に規定する身体障害者手帳（聴覚障害に係るものに限る。）の交付対象とならない者であること。

(6) 過去に本事業による助成金の交付決定を受けていないこと又は最後に本事業による助成金の交付決定を受けた日から5年が経過していること。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、両耳又は左右いずれかの耳に装用する補聴器1台の本体及び附属品の購入に要する経費（以下「購入費」という。）とする。

2 購入費の助成対象となる補聴器は、耳かけ型又はポケット型（以下「対象機種」という。）とする。ただし、身体的な理由等により対象機種の使用が困難な場合は、この限りでない。

(助成額)

第4条 助成額は、購入費の2分の1以内の額とし、2万5千円を限度とする。

2 前項の助成額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 購入費には、修理、部品の交換及び調整等の費用、補聴器に関する附属品の単体での購入に要する経費その他補聴器の購入に直接関係しない経費は含まないものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する者は、この要綱及び規則に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補聴器を購入する前に難聴高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）が第2条（第4号及び第5号に係る部分を除く。）の交付対象者の要件に該当することの確認を行い、要件に該当するときは、申請者に難聴高齢者補聴器購入費助成金交付申請にかかる医師意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）の用紙を郵送し、要件に該当しないときは、申請者にその旨を文書その他適当と認められる方法により通知するものとする。

3 前項の規定により要件に該当することの確認を受けた申請者は、速やかに、次の各号に掲げる書類を市長へ提出するものとする。

(1) 意見書

(2) 前号の意見書の処方にに基づき、公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店（以下「認定補聴器専門店」という。）が作成した見積書（以下「見積書」という。）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、交付の申請があったときは、必要な審査を行い、その適否を決定するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、岡山市障害者更生相談所に補聴器の構造、機能等に関する技術的な意見を聴くことができるものとする。

2 市長は前項の規定により交付することを決定したときは、難聴高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとし、交付しないことを決定したときは、難聴高齢者補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補聴器購入）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者は、速やかに見積書を作成した認定補聴器専門店に交付決定通知書を提示の上、同認定補聴器専門店から補聴器を購入するものとし、その際、購入費から助成額を差し引いた額を支払うものとする。

2 申請者は、助成金の請求及び受領の権限について補聴器を購入した認定補聴器専門店へ委任するものとし、難聴高齢者補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状（様式第5号。以下「請求書兼委任状」という。）に必要な記載及び署名又は記名押印をして速やかに当該認定補聴器専門店に提出するものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（助成金の請求及び交付）

第9条 第7条第1項の規定により補聴器を販売した認定補聴器専門店は、補聴器を販売した日から30日以内又は補聴器を販売した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、請求書兼委任状に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

る。

- (1) 販売した補聴器がわかるカタログ等の写し
- (2) 補聴器を販売した日付、価格がわかる領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、請求書兼委任状の内容が適正であると認める場合は前項の規定により請求書兼委任状を提出した認定補聴器専門店へ助成金を交付するものとする。

(決定の取り消し及び助成金の返還)

第10条 市長は、規則第20条第1項各号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付した額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 第1条の目的に反して補聴器を使用し、譲渡し、若しくは貸与したとき又は担保に供したとき。
- (2) 第2条の要件を満たさないと認められたとき。
- (3) 虚偽又は不正の行為により購入費の助成を受けたとき。
- (4) その他助成が不相当と認められたとき。

(償還払の特例)

第11条 助成金の交付を希望する者であって、市長が特にやむを得ないと認めるものは、償還払（既に支払った購入費に対する助成金について直接交付を受けることをいう。以下同じ。）により助成を受けることができるものとする。

2 前項に規定する者は、第5条の規定にかかわらず、速やかに申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 購入した補聴器がわかるカタログ等の写し
- (2) 補聴器を購入した日付、価格がわかる領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、前項の規定により申請を行った者が第2条（第4号及び第5号に係る部分を除く。）の交付対象者の要件に該当することの確認を行い、要件に該当するときは、当該申請を行った者に意見書の用紙を郵送し、要件に該当しないときは、当該申請を行った者にその旨を文書その他適当と認められる方

法により通知するものとする。

4 前項の規定により要件に該当することの確認を受けた者は、速やかに意見書を市長へ提出するものとする。

5 第7条及び第9条の規定にかかわらず、前項の規定により意見書を提出した者であって、交付決定を受けたものは、当該交付決定を受けた日から30日以内又は補聴器を購入した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに難聴高齢者補聴器購入費助成金請求書（償還払用）（様式第6号。以下「償還払用請求書」という）を市長に提出するものとする。

6 市長は、前項の規定による請求があった場合は、審査の上、速やかに助成金を支払うものとする。

第12条 申請者は、第7条の規定による補聴器の購入が困難な場合は、第7条及び第9条の規定にかかわらず、見積書を作成した認定補聴器専門店で購入費の全額を支払うことにより補聴器を購入するものとし、補聴器を購入した日から30日以内又は補聴器を購入した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、償還払用請求書に前条第2項に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前条第5項の規定は前項の場合において準用する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年4月1日以降に対象機種である補聴器を購入した者について適用する。